

西宮市介護に関する入門的研修実施要綱

(目的)

第1条 「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発 0330 第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に基づき、これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的として介護に関する入門的研修(以下「研修」という。)を実施する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業実施の全部又は一部を市長が適切に実施できると認める事業者等に委託して実施することができるものとする。

(実施内容)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するために、別表1に定める課程の研修及び就労支援等を実施する。

(受講対象者)

第4条 研修の受講対象者は、原則として市内に居住し、介護分野への就労その他介護の実践に興味、関心のある者とする。

(受講費用)

第5条 研修の受講費用は無料とする。

(履修期間)

第6条 原則として1年以内に修了することとする。

(修了証明書の交付)

第7条 市長は前条に定める期間内に、別表1に定める基礎講座及び入門講座の研修課程について、それぞれの講座の課程をすべて修了した者に対し、介護に関する入門的研修修了者台帳(様式第1号)に登録した上で、修了証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(修了証明書の再発行)

第8条 市長は前条の規定により修了書の交付を受けた者から、紛失、き損、又は氏名変更による修了書の再発行の申請があった場合は、修了証明書を再発行するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から実施する。

別表1(第3条関係)

講座	科目	内 容	時間
基礎講座	介護に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所） ○ 介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など） ○ 介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど） 	1.5 時間
	介護の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護における安全・安楽な身体の動かし方（ボディメカニクスの活用） ○ 介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介） 	1.5 時間
入門講座	基本的介護の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職の役割や介護の専門性 ○ 生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法） ○ 老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など） 	10 時間
	認知症の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など） ○ 認知症の中核症状と BPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化 ○ 認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識 ○ 認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方 	4 時間
	障害の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションや ICF の考え方） ○ 障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○ 障害児者及びその家族に対する支援や関わり方 	2 時間
	介護における安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○ 介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識 	2 時間

介護に関する入門的研修修了者台帳

様式第1号(第7条関係)

様式第2号（第7条関係）

第 号

修了証明書

氏名

年月日生

上記の者は、介護に関する入門的研修

基礎講座
入門講座
基礎講座及び入門講座

を修了したことを証明する。

() 年月日

西宮市長

印